

生徒心得

瀬田工業高等学校の生徒は、将来正しい職業観を身につけた社会人に成長していく必要がある。従って、学力をしっかりと身につけるとともに、集団規律や基本的な生活習慣を確立していかなければならない。これを満すには毎日の生活のなかで自主的に取り組む必要がある。

ここに生徒心得を作成し、日常生活の行動基準とする。

1. 服 装
 - (1) 服装は学習にふさわしく、質素で端正であること。
 - (2) 校章は常に所定の位置につけること。
2. 通 学
 - (1) 登校下校に際しては瀬田工生としてマナーを守り他人に迷惑をかけないこと。
3. 携 行 品
 - (1) 学校生活上不必要なものは持参しないこと。
 - (2) 生徒証明書を常に所持すること。
 - (3) 携行品はすべて学年・組・氏名を明記すること。
4. 授 業
 - (1) 授業中は学習に集中し、立ち歩きや放言・暴言等の学習規律を乱さないこと。
 - (2) 室内では季節に応じた制服を正しく着用し、防寒具、帽子、マフラー、手袋の類は使用しないこと。
5. 受 験 時
 - (1) テストは自分の最善をつくし、不正行為ならびに違反行為を絶対にしないこと。
6. 欠 講 時
 - (1) 教科の先生の欠講時は、学習委員が直ちに学習担当の先生に連絡をとりその指示を受けること。
 - (2) 課題、自習の時は自主的に学習規律を守り、教室から勝手に出入りをしないこと。
7. 欠席、欠課、遅刻、早退
 - (1) 無断欠席・欠課・遅刻・早退は絶対にさげ、基本的な生活習慣を確立していくこと。
 - (2) 欠席（欠課、遅刻、早退、忌引）等の場合には、担任に連絡し、必要に応じて所定の届出紙を出すこと。
 - (3) 病欠で1週間以上にわたる場合は、医師の診断書をそえて担任に届けを出すこと。但し急を要する伝染病については、すみやかに連絡すること。
 - (4) 就職試験、部活動等で授業を欠課するときは、所定の手続きをして担任と顧問の許可を受けること。
 - (5) 遅刻に関しては、いかなる理由があろうとも担当の係まで行き、遅刻指導を受けてから教室に入る事を原則とする。
 - (6) 早退・外出に関しては、担任もしくは学年主任の許可を得て、外出許可証を受け取った後下校すること。
8. 休・退学
 - (1) 休・退学する場合は、担任に連絡し所定の書類を提出すること。
9. 講演、討論、座談会等
 - (1) 積極的かつ建設的な意見と協力的態度で臨むこと。
 - (2) 講演、演劇、演奏等の場合は静粛に聞き、鑑賞力を養うように努めること。
10. 交友関係
 - (1) 充実した高校生活を送るため励まし、連帯しあう交友関係を確立し、問題行動等を起こさずに互いに向上していく力を養うこと。
 - (2) 男女間の交際は常に礼儀を守り節度を保ち、公明にしてかつ健全であること。
 - (3) 交友については常に保護者、担任にも相談し、その意見を尊重すること。
11. 校外活動の参加
 - (1) 学校を代表して校外活動に参加する場合は、責任と自覚をもって行動すること。
 - (2) 出発、帰校の連絡と報告は必ず係の先生にすること。
12. 校内での生活態度
 - (1) 校内で訪問者に出合った場合は道をゆずり挨拶ならびに軽く会釈すること。
 - (2) 校内では環境を良くすることに務め、常に勉学のために整えること。

1 3. 公共物使用

- (1) 公共物は大切にし、破損しないこと。
- (2) 課外時に校舎を使用する場合は学校の許可を受け、使用後は必ず後始末をして係の先生に報告すること。

1 4. 掲 示

- (1) 各種の掲示に注意し学校生活に支障を来たさないこと。
- (2) 掲示をするときは生徒指導係の許可を得て下記の要領に従う。
 - ①責任者の所属・氏名
 - ②掲示期間
 - ③場所（所定の場所）
 - ④掲示内容（人権の侵害、事実に反する内容等は許可しない）
- (3) 掲示物を無断で取り外したり、破損してはならない。また掲示期間が終了したときは直ちに撤去すること。

1 5. 遺失物、拾得物

- (1) 遺失物、拾得物については、ただちに担任または係の先生まで届けること。

1 6. 飲酒、喫煙

- (1) 高校生の飲酒、喫煙は法律で禁止されているとともに、健康に重大な障害を与えるためしてはならない。

1 7. バイク、自動車の取扱

- (1) 人命の尊重、非行防止、P T Aの自主規制への協力等により、無断で運転免許証の取得や運転等を禁止する。
「3 + 1 ない運動」とは①バイク（四輪）の免許を取らない。
 - ②バイク（四輪）に乗らない。
 - ③バイク（四輪）を買わない。
 - ④バイク（四輪）に対し、親は子どもの要求に負けない。

1 8. 自主活動

- (1) 高校生にふさわしい学習、部活動、生徒会活動に積極的に参加すること。
ホームルーム運営についても自主的に活動すること。
- (2) 一年生は自主的に全員が部活動に参加すること。
- (3) 学校及び家庭生活全般については、自ら毎日の生活リズムをしっかりとつけ、基本的生活習慣を確立していくこと。

1 9. アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。やむなく行う場合は健全かつ安全なものを選び担任をとおして学校の許可を受けること。また、長期休業中は原則としてその日数の半分以上とする。
- (2) 次の項目に該当する生徒は、許可しない。
 - ①保護者の承認が得られない場合
 - ②アルバイト雇用契約書が出ない場合
 - ③学業成績が不振である場合
 - ④酒類を客に提供するなど接客業に従事する場合
 - ⑤危険物を扱ったり、不健全な業務の場合
 - ⑥自動車、バイク等を使用する業務の場合
 - ⑦夜10時までに帰宅ができない業務の場合
 - ⑧その他、学校が不相当と認める場合

2 0. 特別指導

校則に違反した場合および触法行為があった場合は、反省を促すため一定期間家庭謹慎等の特別指導を言い渡す場合がある。

- (1) 喫煙行為(同席)・喫煙具所持・飲酒(同席)・交通法規違反・バイク等規制違反・窃盗・盗撮(聴)・性非行・暴力・器物損壊・いじめ行為等の触法行為(深夜徘徊等の条例違反含む)
- (2) 考査不正(違反)行為・生徒間暴力(けんか)等の暴力行為・対教師暴言(暴力)等
- (3) その他、反道徳性・反社会性が著しいと認められた行為(インターネットを通じて行われる場合を含む)

<生徒心得付則>

ア. 生徒が提出すべき諸届書

- ① 欠席、欠課、遅刻、早退 欠課届、許可願
- ② 部活動関係、生徒会関係等の公欠 公欠届
- ③ 旅行 許可願 (学割)
- ④ アルバイト 許可願、雇用契約書(任意)
- ⑤ 自転車通学 自転車通学許可願、ステッカー

イ. 忌引する生徒は死亡者の氏名、続柄、死亡日時を明かにして届出ること。

忌引日数

- ① 父母 (7日以内)
- ② 祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹 (3日以内)
- ③ 伯叔父母 (1日)

ウ. 転居、改姓名、その他一身上異動を生じたときは、直ちに担任に届出ること。

エ. 休学の期間は3ヶ月間以上、1年間以内とし次年度にわたる場合は再出願すること。

その他の注意事項

- 交通事故などにより負傷した場合には、担任を通して生徒指導係に報告すること。
- 校舎内では、本校指定の上履きを使用し、工場および体育館においては、別途指示に従うこと。
- 公共物は大切に取扱うこと。壁や机等に落書は絶対しないこと。スイッチ、シャッター、防災関係設備、危険物等は勝手に取扱わないこと。

服装について

本校に入学される生徒諸君は「生徒心得」とともに下記事項をよく読み、制服を正しく着用しみだしなみに十分注意すること。

○男女共通

- 靴 . . . 華美でなく質素な通学にふさわしい靴を使用すること。
- 靴下 (ソックス) . . . 華美でないもの。
- 帽子 . . . 着用は自由である。着用の際は校章を付して故意に変形しないこと。
- シャツ . . . 白色のカッターシャツとし、アンダーシャツは、白を基本とする。ポロシャツは制服として認めない。

○男子生徒

- 冬季期間 学生服、ズボン . . . 黒の標準学生服
(変形学生服、変形ズボンは許可しない)
- ジャンパー . . . 通学時のみ、華美でないものを防寒用として着用してもよい。
- 校章 . . . 学生服の左衿につけること。
- 夏季期間 ズボン . . . 冬に同じ。
- 校章 . . . 左胸につけることが望ましい。

○女子生徒

- 冬季期間 ブレザー、スカート・本校指定のスーツタイプのもの。
スカート以外の女子制服用スラックス(濃紺：メーカー不問)着用可
- ベスト . . . 本校指定のベスト。
- 校章 . . . ブレザーの左胸につけること。
- 夏季期間 ベスト . . . 本校指定のベストを着用することが望ましい。
- スカート . . . 本校指定のスカート。(変形しないこと)
冬季期間同様、制服用スラックス可。
- 校章 . . . 左胸につけることが望ましい。

頭髪について

- 清潔、端正を心がけパーマ、染毛、ピアス、エクステンション等は禁止する。
- 著しい違反者に対しては、その場で改善指導を行う。

その他

- 学習生活に不必要なもの（化粧品、指輪等の装飾品等）は、身につけたり、学校に持ってこない。また、マンガ本、ゲーム類、携帯音楽プレイヤー、ゲーム機等の各種モバイル機器は持ってこない事が望ましい(自己責任)。

学校生活において使用マナーが悪いと判断した場合は、学校保管等の指導をする。

- スマートフォン(携帯電話および通信機能を有する電子機器全般を含む)については契約者責任(自己責任)とし、持ち込みに関して制限は加えない。但し、登校後から放課後までは使用制限時間とし、学校生活において使用マナーが悪いと判断した場合は、学校保管等の指導をする。なお、“スマホ”・“ケータイ”に関するトラブルは、学校側は一切責任を負わないものとする。
- 鞆は、学生らしく機能的なものを使用する。
- 所持品にはすべて学年、組、氏名を明記すること。

令和 2年 4月 1日改正